|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 印刷労連大阪地協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | ○基本的な考え方「賃上げ」は、連合2024春季生活闘争方針に則り、傷んだ労働条件を回復させるための「人への投資」であることを念頭におきながら定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を確保した上で「底上げ」「底支え」「格差是正」について、賃金水準の絶対値にこだわった内容とする。具体的には印刷労連「賃金政策」に示した「目指すべき賃金水準」に照らし合わせ、構成組織（加盟組合）毎に目標水準を設定し要求する。また、「企業内最低賃金」の観点から18歳高卒初任給要求に取り組む。○具体的な要求項目１）全体としての要求水準印刷産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、すべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ（ベースアップ）分は3％以上を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5％以上とする。２）初任給現行の初任賃金に3％分を加えて要求する。 | ○基本的な考え方「労働諸条件改善」は、連合2024春季生活闘争方針に則り、「すべての労働者の立場に立った働き方の改善」を図り、「人財の確保・定着」と「人財育成」に向けた職場の基盤整備を重要視しなければならない。したがって、豊かな生活時間とあるべき労働時間の確保、すべての労働者の雇用安定、均等・均衡待遇実現、人財育成と教育訓練の充実等、「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善に向けて総体的な「労働環境の整備」全般に取り組む。○具体的な要求項目１）「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善・長時間労働の是正・すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み・職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み・人財育成と教育訓練の充実・60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み（基本的な考え方）・改正高年齢者雇用安定法の取り組み（70歳まで雇用の努力義務）・テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み・障がい者雇用に関する取り組み・治療と仕事の両立の推進に関する取り組み２）ジェンダー平等・多様性の推進・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進３）「ビジネスと人権」の取り組み上記以外の労働諸条件で、引き続き取り組みを継続している構成組織（加盟組合）は、要求内容として検討し取り組んでいく。 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | ○基本的な考え方「一時金」は、「年間収入」「生活給的要素」「業績配分」のバランスを考慮した内容とする。○具体的な要求項目　「年間収入」「生活給的要素」「業績配分」のバランスを考慮して、年間4.0カ月を基準とするが、「消費拡大」や「業績配分」を鑑み、さらなる上積みを目指す。 |
| 季別交渉時 | 【夏季・年末】それぞれ2.0ヵ月を基準とする。 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 　　　　　　　構成組織毎に設定 | 先行組合回答ゾーン:3月11日～15日先行組合回答ゾーンに回答指定日が設定できない構成組織は、3月月内決着回答ゾーンの3月18日～31日に回答指定日を設定し3月月内決着を目指す。 | 　　　　　　　　　　　　構成組織毎に行動 |
| 夏季 | 　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　― |
| 年末 | 　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。